

庄戸小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月 改定
令和5年12月 改定

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

- ・「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

- ・学校教育目標の中核をなす「笑顔がかがやく 子どもが主役の学校」づくりに則り、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校を目指す。いじめのあるところに子供の笑顔は生まれにくい。
- ・「学校は学びの場」であり、その学びの中には自他の長所を見出し、互いを認め合ってともに成長しようとする姿勢を身につけることが含まれる。正しい人間関係のあり方の学びが、いじめを未然に防止することにつながる。
- ・「学校は集団生活の場」であり、集団の一員としての自覚と役割が求められる。集団の中であって一定の規律を守り、互いに気持ちよく生活するために、思いやりの気持ちをもちながら支え合って自己有用感高めたい。そのために、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子を守り抜くこと、いじめ防止への組織的な取組を推進していく。
- ・「学校は地域社会の一員である」ことを自覚し、地域との関わりを大切にしながら、人は多くの人と関わり、つながりながら生きていることを知る必要がある。その上で協力し、支え合う心を育てることでいじめの根絶を図りたい。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

〔委員会の構成員〕

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、該当担任・学年主任、該当ブロック主任を主な構成員として校内組織を設置する。また必要に応じて、スクールカウンセラーや教育委員会、児童相談所、区役所に協力を得て、SSWや教育相談員、心理・福祉等の専門家も参加する。

〔委員会の運営〕

- ・「学校いじめ防止対策委員会」は、月1回開催するものとする。またそれとは別に、いじめの疑いがある案件が発生した際には、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催することとする。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

〔委員会の活動内容〕

- ・「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。いじめ問題に取り組むための活動の内容として、次の活動を行う。

（1）未然防止

- ・いじめの未然防止のため、教育活動全般においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを進める。
- ・学校いじめ防止対策委員会の活動を児童や保護者に周知する。児童や保護者のいじめに対する不安に素早く対応して、その不安を取り除く。

（2）早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を児童支援専任及び養護教諭とする。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、学年・ブロック研や児童委員会等を通していじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行い、全教員で共有する。
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、当該担任や児童支援専任による情報の迅速な共有、関係児童に対する聴き取り等を行う。事実関係を把握し、当該担任と専任、管理職でいじめであるか否かの判断をして、「学校いじめ防止対策委員会」を開催の可否を判断する。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」では、いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者への連絡等、組織的に活動する。

(3) 取組の検証

- ・「学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を実施する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」は、毎年、年間計画を作成し、教職員全体で共通理解をする。また年度末には年間の取組を検証し、学校の実情に即した取組だったか見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・全教育活動を通じた道徳教育や人権教育の推進、体験活動の充実を充実させる。
- ・児童会活動を充実させたり、学習の中で子どもの社会的スキル横浜プログラムを活用したりして、いじめを許さない学校・学級風土の醸成をする。
- ・学級活動や委員会活動、クラブ活動などの特別活動を通して、児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育んでいく。
- ・庄戸小スタンダードを作成し、教職員がどの児童にも同じ指導をする体制を整え、児童や保護者との信頼関係を築いていく。

② いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
→児童指導委員会、特別支援教育委員会、学年ブロック研による情報共有
- ・定期的なアンケートの実施
→学校生活アンケート（6・11月）、いじめ解決一斉キャンペーン（5月・12月）
- ・定期的な教育相談の実施
→地域訪問（4月）、学校面談（4月）、個人面談（7月）、個人面談（12月）
- ・インターネットを通じたいじめへの対応及び情報モラル教育の推進
→9
- ・スクールカウンセラーの定期訪問
→スクールカウンセラーと職員による情報共有
スクールカウンセラーによる、児童・保護者へのカウンセリング
- ・スクールソーシャルワーカー
→スクールソーシャルワーカーと職員による情報共有、必要に応じたケース会議

③ いじめに対する措置

- ・「学校いじめ防止対策委員会」では、いじめ事案の情報共有、対応を決定し、内容を記録する。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を組織的に行い、学校全体でいじめ解消に向けて取り組む。
- ・場合によっては、学校カウンセラーや教育委員会、警察署等関連機関と連携をして事案対応をする。

④ いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たしている必要がある。

【いじめの解消の要件】

- (1) いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- (2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ・いじめの解消の解消に至るまで、「学校いじめ防止対策委員会」で継続して被害児童の情報共有を行い、支援方針を決定する。また担任や児童支援専任等が被害児童と定期的に面談等を行い、被害児童の様子を把握しながら、学校全体での支援体制を整える。被害児童保護者とも定期的に連絡を取り、児童の様子を確認しあう。また加害児童・保護者についても同様に対応を行う。
- ⑤教職員等への研修の実施
 - ・中学校ブロックの児童支援専任と生徒指導専任間で児童生徒の情報共有を行ったり、中学校ブロック全体で児童生徒理解研修を行ったりする。
 - ・児童委員会や職員会議、長期休業等を利用して計画的な校内研修を実施する。
- ⑥「学校運営協議会」や「学校・家庭・地域連携事業」等の活用
 - ・いじめの問題などを保護者、地域等と共有して対応するため、専任が会に参加して情報発信を行う。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への調査・報告

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を中核として直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

(4) 児童生徒・保護者への報告

- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

- ・いじめに対応する組織的体制や対応の流れについて、少なくとも年1回は点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。